

7. 台風・地震等に対する非常措置に関する規程

1. 暴風警報に対する非常措置

台風等により京都市に「暴風警報」が発令された場合、次の措置をとる。なお、京都市には発令されず、生徒、保護者の現住所地に発令された場合も同様の措置とする。この場合、担任へ申し出れば欠席等とは扱わない。

臨時休業に伴う回復措置は、速やかに実施することとし、詳細は別途指示する。

① 登校前

ア 警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅で待機する。

イ 警報が解除または発令中の場合は、次の措置をとる。

- ・ 午前6時30分までに解除された場合 … 平常授業
- ・ 午前8時まで解除された場合 … 第3校時から始業
- ・ 午前10時まで解除された場合 … 第5校時から始業
- ・ 午前10時現在発令中の場合 … 臨時休業（終日）

ウ 定期考査中は、次の措置をとる。臨時休業の場合、考査期間の延長を原則とし、その他は別途指示する。

- ・ 午前6時30分までに解除された場合 … 平常通り
- ・ 午前11時まで解除された場合 … 午後1時30分開始
- ・ 午前11時現在発令中の場合 … 臨時休業（終日）

エ 解除された場合でも、台風等による災害が原因で登校できないとき(鉄道およびバスの運行不能など)の欠席等の扱いは、状況に応じて個別に判断する。

② 在校中

直ちに臨時休業とする。但し、気象状況、通学路の状況、帰宅に要する時間、家庭状況等を考慮し、帰宅させるかどうかを決定する。安全が確認できるまで学校に留め置く。

③ 「大雨警報」，「洪水警報」等が発令されていても、この措置の対象とはならない。

2. 地震に対する非常措置

① 登校前

ア 京都市で「震度5弱以上」の地震が発生した時は、次の措置をとる。

- ・ 下校後深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業とする。
- ・ 休業日、休業前日に発生した場合、原則として休業明けの登校日を臨時休業とする（例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、翌月曜日を休業とする）。但し、安全が確認され、授業等を実施する場合は、緊急連絡網及びホームページ等により、授業等を実施する旨を保護者に連絡する。
- ・ 京都市で「震度5弱未満」の場合でも、居住する市町村で「震度5弱以上」あり、危険な場合は登校をひかえるとともに、担任へ連絡する。

イ 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認の上、緊急連絡網及びホームページ等により連絡する。

② 在校中

直ちに臨時休業とする。但し、通学路の状況、帰宅に要する時間、家庭状況等を考慮し、帰宅させるかどうかを決定する。安全が確認できるまで学校に留め置く。

3. 「特別警報」が発令された場合の非常措置

① 登校前

ア 警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅で待機する。

イ 警報が解除または発令中の場合は、次の措置をとる。

- ・ 午前0時までに解除された場合 … 第5校時から始業
- ・ 午前0時現在発令中の場合 … 臨時休業（終日）

② 在校中

直ちに臨時休業とする。但し、通学路の状況、帰宅に要する時間、家庭状況等を考慮し、帰宅させるかどうかを決定する。安全が確認できるまで学校に留め置く。

4. 公共の交通機関（JR、京阪電車、など）がストライキを実施した場合の対応については、別途指示する。

付則

(施行期日)

1. この規程は、平成28年4月1日に施行する。

(適用)

2. この規程は、平成28年度入学生より適用する。